

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策について、一覧にまとめました。

詳しい内容については市ホームページまたは広報紙をご覧ください。内容に追加・変更がある場合は、随時更新します。

※下記支援策以外にも、国・県の支援策などを市ホームページでお知らせしています。

令和3年9月10日現在

No.	支援策・概要	対象者	お問い合わせ先
1	<p>【宿泊事業者事業持続化支援金】 経営が悪化した市内宿泊事業者の事業継続を後押しするため、支援金を交付します。</p> <p>●主な支給要件…詳細はお問い合わせください ・令和2年の1年間の事業に係る売上金額が、前年または前々年比で50%以上減少していること ・令和3年3月末日までに納期限が到来した市税に滞納がないこと など</p> <p>●支給金額 ・下記の①、②、③で算出した合計額(上限300万円) ①施設収容人数×2万円 ②施設従業員数×2万円 ③送迎用車両数×2万円</p>	市内宿泊事業者	地域振興部観光振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6632
2	<p>【観光バス等事業者事業持続化支援金】 経営が悪化した観光バス等事業者の事業継続を後押しするため、支援金を交付します。</p> <p>●主な支給要件…詳細はお問い合わせください ・令和2年の1年間の事業に係る売上金額が、前年または前々年比で50%以上減少していること ・令和3年3月末日までに納期限が到来した市税に滞納がないこと など</p> <p>●支給金額…営業用として所有している車両ごとに支援 ①大型・中型バス…3万円/台 ②小型・マイクロバス…2万円/台 ③普通車…1万5千円/台</p>	市内で営業する観光バス事業者及びタクシー事業者、または、レンタカー事業者	地域振興部観光振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6632
3	<p>【民泊事業者事業持続化支援金】 経営が悪化した民泊事業者の事業継続を後押しするため、支援金を交付します。</p> <p>●主な支給要件…詳細はお問い合わせください ・令和2年の1年間の事業に係る売上金額が、前年比で50%以上減少していること ・世帯に、本市の「中小・小規模事業者等事業継続支援金」、「農林水産事業継続支援金」を受給している者がいないこと など</p> <p>●支給金額…下記で算出した額(上限10万円) ・令和元年8月から令和2年3月までの民泊での売上金額×10% ※令和元年8月から令和2年3月までの民泊での売上金額が20万円以上であること</p>	市内で農林漁業体験民宿を営業している民泊事業者	地域振興部観光振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6632

4	<p>【観光関連事業者事業持続化支援金】 経営が悪化した観光関連事業者の事業継続を後押しするため、支援金を交付します。</p> <p>●主な支給要件…詳細はお問い合わせください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年の1年間の事業に係る売上金額が、前年又は前々年比で50%以上減少していること ・令和3年3月末日までに納期限が到来した市税に滞納がないこと など など <p>●支給金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律30万円(上限50万円) <p>※雇用保険に加入している従業員数に2万円を乗じた額を加算する。</p>	市内でイルカウォッチング、道の駅またはカーフェリーの事業を営んでいる事業者	地域振興部観光振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6632
5	<p>【新型コロナ対策利子補給事業】 経営に大きな影響を受けた市内事業者が、県や日本政策金融公庫の融資制度を利用した場合、5年間分の利子と償還期間中の保証料の全額を補助します。</p>	市内事業者	地域振興部商工振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6633
6	<p>【セーフティネット保証4号に係る認定制度】 下記認定対象者がセーフティネット保証4号の認定を受けることで、信用保証協会の一般保証とは別枠(100%保証、無担保8千万円、最大2億8千万円)での保証が利用可能となります。</p> <p>●認定対象者…以下の全ての要件を満たし、市の認定を受けた中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本市で1年以上継続して営業を行っていること ②原則として最近1カ月の売上高などが、前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが、前年同期比で20%以上減少することが見込まれること 	市の認定を受けた中小企業者	地域振興部商工振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6633
7	<p>【セーフティネット保証5号に係る認定制度】 下記認定対象者がセーフティネット保証5号の認定を受けることで、信用保証協会の一般保証とは別枠(80%保証、最大2億8千万円)での保証が利用可能となります。</p> <p>●認定対象者…以下の全ての要件を満たし、市の認定を受けた中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> ①指定業種に属する事業を行う中小企業者で、最近3カ月間の売上高などが前年同期比で5%以上減少していること ②新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者は、令和3年6月末までの間は、原則として最近1カ月間の売上高または販売数量が前年同月比で5%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが、前年同期比で5%以上減少することが見込まれること 	市の認定を受けた中小企業者	地域振興部商工振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6633

8	<p>【危機関連保証の認定手続き】 下記認定対象者が危機関連保証の認定を受けることで、信用保証協会の一般保証とは別枠（100%保証、無担保8千万円、最大2億8千万円）での保証が利用可能となります。 ●認定対象者…以下の要件を満たし、市の認定を受けた中小企業者 原則として最近1カ月の売上高などが、前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが、前年同期比で15%以上減少することが見込まれること</p>	市の認定を受けた中小企業者	地域振興部商工振興課 （西有家庁舎3階） ☎0957-73-6633
9	<p>【農林漁業セーフティネット資金などの特例措置】 日本政策金融公庫が下記の特例措置を行っています。 ①農林漁業セーフティネット資金の資金貸付金用途の追加 ②融資限度額の引き上げ ③農林漁業セーフティネット資金などの金利負担軽減や実質無担保措置</p>	主業農林漁業者などで、資金繰りに著しい支障をきたしているまたはきたす恐れのある人	日本政策金融公庫長崎支店 ☎095-824-6221
10	<p>【水道料金・下水道使用料の支払い猶予】 水道料金、下水道使用料の支払いが、一時的に困難となった個人や事業者を対象に、分割納付または支払いの猶予の相談を受け付けます。 ●対象者…収入または事業の売上げが減少し、一時的に支払いが困難と認められる個人または事業者 ●対象料金…水道料金、下水道使用料（公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、コミュニティプラント施設使用料）</p>	南島原市民、事業者	水道部水道総務課 （衛生センター庁舎2階） ☎0957-73-6685